別紙第4

避難準備段階の計画

要旨

未だ避難は指示されていませんが、武力攻撃(予測)事態が認定され、県、町が国民 保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定される等、危険性、緊張が高まった 段階で、町は以下のとおり対処します。

- ① 速やかに住民の避難が実施できるよう所要の準備を完了します。
- ② 武力攻撃災害の発生に備え、発生の際は速やかに対処します。
- ③ 関係機関・団体、住民に対し、避難準備を指示します。

関連する計画等

町	地域防災計画、町立病院避難計画、町立病院医療等提供計画
県	運送計画(運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、高齢者・障害者 ・乳幼児等の避難に係る計画、医療等提供計画、搬送計画、県立病院避難計画、 応急教育計画
指定地方公共 機関	国民保護業務計画

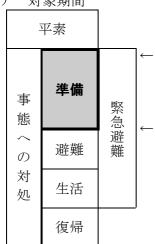
避難タイプとの関連

~					
	大規模	中規模	小規模		
	情報の収集、広報	情報の収集、広報	情報の収集、広報		
	県が避難先都道府県と連絡調	県内の避難先市町村と連絡調	県内の避難先市町村と連絡調整		
	整の後県外の避難先市町村と	整、県が避難先都道府県と連絡	、県が避難先都道府県と連絡調		
	連絡調整	調整の後県外の避難先市町村	整の後県外の避難先市町村と連		
		と連絡調整	絡調整		

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



武力攻撃(予測)事態が認定され、県、町が国民保護対策本部を設 置すべき地方公共団体として指定されたとき

県、町を含む地域に警報が発令され、県に避難措置の指示が伝達されたとき

復旧

イ この期間に予想される状況と留意点

この段階においては、避難が指示された際、直ちに避難措置が実施できるよう、あらかじめ準備を完了することが重要です。

また、社会的混乱防止、武力攻撃災害に伴う被害の予防・最小化が必要です。

(2) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

町は、避難住民の誘導を安全かつスムーズに行うことができるよう、速やかに必要な諸準備を整えます。

この際、以下の諸点に注意します。

- ① 避難の指示など情報の住民への確実な伝達
- ② 県、関係機関・団体との連携の強化
- ③ 緊急事態が発生した場合の的確かつ迅速な対処

(2) 実施要領

ア 情報の収集強化

県、関係機関・団体及び自主防災組織、消防団、自治会などを通じた町内の情報収集を強化します。併せて、収集した情報について的確かつ迅速に提供が行えるよう連絡体制、通信機器等を確認します。また、住民に対し防災行政無線等の手段を使用して適時適切に広報を行うとともに、相談窓口を設ける等により広聴を行います。

イ 実施体制の確立

速やかに町の組織を国民保護体制へ移行し、職員に特殊標章を着用させます。また、国民保護対策本部を設置します。

ウ 避難の準備

避難の指示の際は、速やかに避難実施要領を策定し、住民の避難誘導が実施できるよう、 自主防災組織への連絡体制及び消防団の警戒体制等の避難の体制、資機材等について必要な 確認及び準備を完了します。

エ 救援の準備

県が救援の指示を受けた際は、速やかに救援を補助又は法定受託できるよう備蓄物資など 必要な確認及び準備を完了します。また、必要に応じ知事に対し物資の売渡要請等の措置を 要請します。

オ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

生活関連施設等の安全確保、消防団の警戒体制等の武力攻撃災害の予防、対処準備を完了するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、生活基盤の確保等必要な予防、対処を実施します。また、生活関連物資等の価格安定その他必要な措置を県に要請するとともに、住民への 周知を図ります。

3 各機関の役割

(1) 町

共通		1 各課個別の業務のほか町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
総務部(総務課)	[防災班]	1 南部町国民保護措置の総括 2 南部町国民保護対策本部の設置 3 南部町内における避難準備の総合調整 4 避難準備に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 警報伝達、避難の指示経由等の準備 6 消火、救急、救助等の準備 7 防災行政無線の使用・維持に関すること 8 危険物質等の保安対策準備 9 赤十字標章等の使用許可申請及び、特殊標章等の交付
	[総務班]	1 職員の服務、給与、動員・派遣・受入準備等 2 職員の活動支援、安否等に関する準備 3 町有財産・車両等の管理、運用・提供・補修準備等 4 人権の擁護に関すること 5 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 6 町議会に関すること 7 町役場仮庁舎・現地対策本部、現地調整所などの設置・移転等に関すること 8 その他各課の事務に属さないこと
	[財政班]	1 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 2 運送の調査、計画、手配・運営準備等 3 応急公用負担の準備等
	[広報班]	1 武力攻撃事態、避難準備等に係る広報・広聴
情報部 (企画政策 課)	[情報班]	1 被災情報の収集・提供等準備 2 安否情報の収集・提供等準備 3 写真等による情報の記録・収集等
物資部 (出納室 ・議会事務 局)	[物資班]	1 費用の出納及び物品の調達 2 義援金、救援物資の収配準備等
民生部 (町民生 活課・税務 課・保育 園)	[衛生班]	1 入浴施設、トイレ等確保、提供の準備 2 食品衛生、食中毒防止等の準備 3 遺体処理、埋葬の準備 4 廃棄物・し尿処理の準備 5 有害物質等の保安対策準備 6 河川漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の準備
	[民生班]	 戸籍等の保護、火葬等の許可の準備 外国人への情報提供及び避難準備 保育所園児の避難準備等に関すること 保育所園児の応急保育の準備 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達準備 応急仮設住宅等の手配・建設・供与準備
	[税務班]	1 各課の応援

福祉部 (健康福 祉課·公民 館)	[福祉班]	1 高齢者、障害者、乳幼児等の避難・救援準備に関すること 2 医療・助産(人員・医薬品・資機材・施設等)の提供・被害調査・対策等準備 3 感染症の予防、対策等 4 町立病院の医療、助産、避難の準備に関すること 5 他課に属しない生活支援及び保護に関すること 1 避難住民の誘導準備 2 避難住民への生活必需品の確保、給与準備
		3 避難住民への生品の確保、結与準備 4 避難住民への食品の確保、給与準備 5 集合施設の開設・運営及び避難先地域の避難所の開設準備
	[ボランテ ィア班]	1 ボランティアの流入防止・周知に関すること
産業部 (産業課)	[商工班]	1 商工業関係の被害調査・対策準備2 観光施設等の避難準備に係る連絡調整
	[農林班]	1 農林水産業関係の被害調査・対策準備
土木部 (建設課 ・上下水道 課)	[建設班]	1 道路の状況確認・確保・情報提供に関すること 2 ライフライン(電気、ガス、電話)の確保に関する連絡調整等に 関すること 3 武力攻撃災害の応急復旧等の準備 4 市街地等の状況把握、対策の準備 5 公共土木施設等の状況把握、対策に関する準備等 6 用地の確保、土地の使用・提供等の準備 7 危険箇所、支障となる工作物の除去等の準備 8 土木資機材等の手配準備 9 建築の制限、緩和等の準備 10 特殊車両の通行許可に関すること 11 町営住宅の調査・提供・応急復旧準備
	[上下水道 班]	1 上下水道の被害調査・応急復旧・給水等2 水質検査の準備
教育部 (教育委員会事務局)		1 児童生徒等の安全確保、避難準備等に関すること 2 児童生徒等の救護、応急教育の準備 3 避難所の確保、開設、運営に対する協力準備 4 文教施設等の状況把握、対策、提供に関する準備等 5 文化財の保護準備に関すること
各種委員(会)事務局		1 各課の応援
町立病院		1 町立病院の患者等の避難準備2 町立病院への患者受入れ、救護班派遣等準備
消防団		 避難住民の誘導の準備 高齢者、障害者、乳幼児等の避難の補助の準備 消火及び武力攻撃災害対処の準備 住民への情報伝達及び町内情報の収集

5 避難住民等の救援の補助の準備

(2) 県

機関名	内容		
県	 県国民保護対策本部の設置 県内国民保護措置の総合調整 県内の避難準備の総括 武力攻撃災害対処の総括 		

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容	
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務	

(4) 自衛隊

機関名	内容		
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1)避難住民の誘導に関する措置 (2)避難住民等の救援に関する措置 (3)武力攻撃災害への対処に関する措置 (4)応急の復旧に関する措置		

(5) 指定公共機関

機関名	内容	
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務 のうち避難準備段階において実施すべき業務	

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容	
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務	

4 活動要領

(1) 情報

ア 武力攻撃 (予測) 事態の認定等の伝達

町長は、①武力攻撃(予測)事態の認定、②政府の対処基本方針、③県、町に対する国民 保護対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定の通知を受けたときは、速やかに住 民、関係機関・団体へ伝達します。

- イ 情報収集、分析、提供
 - (ア) 情報収集

町(各担当部)は、避難の指示、救援の法定受託などの際には迅速に対応できるよう、 県(防災局ほか各部局)、関係機関・団体及び消防団、自治会等からあらかじめ必要な情報を収集します。収集した情報は、総務部[防災班]へ集約します。

(イ) 情報分析

町長(総務部[防災班]ほか各担当部)は、県、関係機関・団体等の情報を集約し、突合、確認、分析等を行うとともに、町対策本部に地図等の図表を設置します。

(ウ) 情報提供

a 情報提供項目

- 1 武力攻撃 (予測) 事態の内容
- 2 県、町等の活動状況
- 3 町内及び周辺の被災情報
- 4 避難準備の呼びかけと注意事項 等

b 情報提供体制

町長(総務部[防災班]ほか各担当部)は、住民、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体に対し適時適切に情報を提供し、避難準備を要請します。

この際、鳥取県西部森林組合、南部町観光協会等と連携して、山間部における林業従事者、観光客等への迅速かつ確実な伝達に努めます。

(工) 別紙第1「情報計画」参照

ウ 安否情報

町長(民生部[民生班])は、消防団、自治会、県(文化観光局)、その他関係機関・団体と連絡調整を行い、平素から自主防災組織・自治会などが有する情報及び安否情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

工 被災情報

町長(総務部[防災班])は、消防団、自治会、県(防災局)、西部消防局、米子警察署、 その他関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、 準備します。

才 通信

町長(総務部[防災班])は、防災行政無線、集落放送等の通信機器及び自主防災組織、消防団、自治会等を通じた通信体制を確認し、補修、バックアップ体制の確保など所要の対策を完了します。また、必要に応じ電気通信設備の優先利用等を要請します。

カ その他

(ア) 警報の伝達、避難の指示の経由

避難の準備中に、知事(防災局)から警報の通知、避難の指示を受けた場合、町長(総務部[防災班])は、速やかに別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(1)情報」に準じて伝達、通知します。

(イ) 武力攻撃災害兆候等の通報

避難の準備中に武力攻撃災害兆候等が生じたときは、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(7) 武力攻撃災害の兆候の通報」に準じて実施します。

(2) 実施体制

ア 町の国民保護体制への移行

町は、対策本部を設置すべき市町村としての指定の通知を受けたときは、原則として通常 業務を中止し、組織、人員配置の変更、消防団の警戒体制など、国民保護体制へ移行します。

イ 対策本部の設置

(ア) 対策本部の設置

町 (総務部[防災班]) は、対策本部を設置すべき市町村としての指定を受けたときは、 直ちに「第6章 国民保護対策本部等、通信」の定めるところにより、対策本部を設置し、 その旨を通知します。

- 1 本部員、本部職員等の参集と参集困難者の代替職員、交代要員等の確保
- 2 通信システムの起動、資機材の配置等
- 3 議会報告及び県、指定地方公共機関等への通知

4 現地対策本部、予備対策本部、現地調整所などの設置準備

(イ) 対策本部長は、速やかに第1回本部会議を開催します。

		<u> </u>
目 的	項	目
認識の共有	・武力攻撃(予測)事態の内容・各課の状況・政府、県、指定(地方)行政機関、指定(地方)公共機関の状況・町内の状況	
基本活動 方針の決 定	・情報収集の強化 ・人命の最優先 ・国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認、準備	

- ウ 関係機関の国民保護体制への移行
 - (ア) 関係機関は、以下のとおり国民保護体制へ移行することとされています。
 - a 県の国民保護体制への移行

県は、国民保護体制へ移行するとともに県対策本部を設置することとされています。

b 消防の国民保護体制への移行

消防局は、武力攻撃(予測)事態の発生等を受け、消防庁と連絡の上、職員の招集、 消防局における警戒本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、避難の指示、武力攻 撃災害等の発生に備えることとされています。

また、県内の消防力のみでは、国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合は、 消防庁等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとと もに、必要と認めた場合は直ちに応援を要請することとされています。

c 警察の国民保護体制への移行

警察本部は、武力攻撃(予測)事態の発生等を受け、警察庁等と連絡の上、職員の招集、警察本部及び警察署における警備本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、避難の指示、武力攻撃災害の発生に備えることとされています。

また、県内の警察力のみでは、国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合は、 中国管区警察局等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を 行うとともに、必要と認めた場合は直ちに応援を要請することとされています。

町は、各機関との連絡調整、情報共有を強化し、また、必要に応じて応援、連絡要員の派遣などを求めます。

(イ) 公共的団体との連絡調整

町(総務部[防災班]ほか各担当部)は、武力攻撃(予測)事態の認定、対処基本方針及び対策本部を設置すべき市町村としての指定を受けたときは、直ちに町内の公共的団体と連絡調整、情報収集を行い、避難の準備を呼びかけるとともに必要な協力とその準備を要請します。

(ウ) その他

指定地方行政機関、指定(地方)公共機関、自衛隊等との連絡調整は、基本的に県(防 災局)を通じて行いますが、武力攻撃災害の発生など緊急の場合には直接通報、協力要請 を行います。

また、近隣の市町村等と緊密に連絡を行い、あらかじめ情報の共有、調整を行います。 特に、県外への避難が予測される場合は、県(防災局)を通じて避難先都道府県との協 議(法 58①)、情報収集及び連絡調整を行うとともに、避難経路、避難先となることが予 測される市町村等に対する事前の連絡調整に着手します。

- エ 特殊標章等の交付等
 - (ア) 町職員等への特殊標章等の交付

町(ほか各担当部)は、速やかに以下の者に対し特殊標章又は身分証明書を交付します。

- a 町職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- b 町が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(イ) 施設等への特殊標章の表示

町(ほか各担当部)は、国民保護措置のために使用される場所・施設等を識別させるため、町役場、車両等に特殊標章を表示し又は準備します。

(3) 補給支援

ア 町内の補給体制の準備

町長(総務部[防災班])は、県(防災局ほか各部局)、関係機関・団体と連絡調整の上、 町内の補給体制の準備を完了します。

- (ア) 県による補給支援の準備
 - a 県対策本部は、補給支援センターを開設することとされています。
 - b 補給支援センターは、補給支援組織(緊急物資集積地域、緊急物資集積所、補給幹線) の確認、準備を行うこととされています。
 - c 補給支援組織の各施設管理者は、その管理する施設の確認、支援準備(開設、改修、 補充等)を行うこととされています。
 - d 併せて県は、市町村、関係機関・団体との連絡調整の強化など、県内の補給支援体制 を準備することとされています。
- (イ) 町内の補給体制の準備
 - a 補給施設の準備

町長(総務部[防災班])は、町内の集合施設、中継、休憩場所、補給支援組織など補給を実施する施設の状況を確認し、炊出し等について協力を要請するなど、補給支援の準備(開設、改修、補充など)を行います。

b 補給組織の準備

町は、避難住民の誘導の際速やかに補給が実施できるよう、あらかじめ町職員、消防 団、自主防災組織、自治会などからなる町内の補給組織を準備します。

- イ 補給必要量、補給能力の見積もり
 - (ア) 補給必要量の見積もり

町長(総務部[防災班])は、地区別住民数等から想定される避難住民数等をもとに補給 必要量の見積もりを作成します。

この際、季節、時間帯などにより想定される避難住民数、補給が必要となる品目、数量等が異なることに注意します。

(イ) 補給能力の見積もり

町(総務部[防災班ほか各担当部)は、県(防災局ほか各部局)、関係機関・団体との連絡調整を強化し、あらかじめ避難、救援の際速やかに補給支援が実施できるよう協力の準備を要請するとともに、県、各関係機関・団体の補給可能量等について確認します。

この際、運送能力との調整に注意します。

- ウ 当面必要な補給品の取得など
 - (ア) 補給品の取得

町(総務部[防災班ほか各担当部)は、避難住民の誘導に必要な燃料、食品、飲料水などの補給品について優先的に取得し、又は取得の準備を行います。

この際、季節、状況等による需要の差異、高齢者、障害者、乳幼児等に必要な補給品について注意します。

(イ) 補給品の確保

町長(ほか各担当部)は、補給品のうち不足が見込まれる品目等について、速やかに県 (防災局ほか各部局)等へ支援を要請します。

また、必要に応じて県(防災局ほか各部局)に特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を要請します。

(4) 運送

ア業務実施の基本的事項

県は、避難の指示等の際、的確かつ迅速に運送が実施できるよう、運送の準備を行うこと とされています。

町長(総務部[防災班][財政班]、福祉部[福祉班])は、町内の運送が円滑に行われるよう、 以下のとおり準備します。

この際、高齢者、障害者、乳幼児等に係る運送の準備に特に注意します。

- 1 消防団、自主防災組織、自治会等を通じた町内の状況確認及び運送量の見積もり
- 2 県(企画部、商工労働部)、関係機関・団体との連絡調整の強化
- 3 運送手段の確保、手配
- 4 消防団の警戒体制、自主防災組織・自治会との連絡調整など運送体制の準備

イ 町内の運送支援施設の準備

町長(総務部[防災班]、土木部[建設班])は、県(防災局、県土整備部)、関係機関・団体と連絡調整の上、町内の運送支援施設の準備を完了します。

(ア) 道路状況の確認

町長(土木部[建設班])は、町内の道路状況を確認し、県(県土整備局)へ報告します。 また、県(県土整備部)から県内、近隣県等の道路情報を収集します。

(イ) 運送網の準備

県は、国対策本部長が定める「道路の利用指針」(特定公共施設利用法 12) に沿って、 侵害排除のための活動を行う自衛隊の進路と避難経路を調整し、道路使用計画(案)を作 成することとされています。

町長(総務部[防災班]、土木部[建設班])は、運送網となる路線等について必要な準備 (確認、応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など)を行います。こ の際、県(県土整備部)、近隣市町村との連携、調整に留意します。

特に冬季の除雪については十分に留意し、町道について除雪を行うとともに、県道又は 国道の除雪が必要な場合、各道路管理者へ除雪を依頼します。

ウ 運送業務

(ア) 運送手段の状況確認・準備

町長(総務部[財政班])は、県(防災局、企画部、商工労働部)、関係機関・団体と連絡調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認します。

(イ) 運送手段の要請準備

町長(総務部[財政班])は、町内の状況を確認し、地区ごとに避難住民の人員運送などに要する車両等を見積もるとともに、県(企画部、商工労働部)と連絡調整を行い、運送手段の要請準備を完了します。

(ウ) 運送割当計画(案)、運送計画(案)の作成

町長(総務部[財政班])は、車両等の状況及び県(防災局、総務部、企画部、商工労働部、農林水産部)が作成した県運送割当計画(案)、県運送計画(案)により、割り振られた運送手段、台数などを確認し、町内の運送割当計画(案)、町運送計画(案)を作成します。

エ 高齢者、障害者、乳幼児等の避難準備

(7) 状況確認・準備

町長(福祉部[福祉班])は、県(福祉保健部)、自治会、高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設、町社会福祉協議会その他関係機関・団体と連絡調整を行い、以下のとおり状況確認及び必要な避難準備(体制の確認、整備、補充など)を実施します。

a 在宅の高齢者、障害者、乳幼児等

町長(総務部[防災班]、民生部[民生班]、福祉部[福祉班])は、自治会、消防団、自 主防災組織及び防災行政無線、集落放送等を通じて各地区の高齢者、障害者、乳幼児等 者の状況を確認するとともに、避難準備を呼びかけます。

b 高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設

町長(福祉部[福祉班])は、町内の高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設の管理者の

協力を得て、入所者等の状況を確認し、避難準備を呼びかけます。

(イ) 町高齢者、障害者、乳幼児等避難誘導計画(案)の作成

町長(福祉部[福祉班])は、高齢者、障害者、乳幼児等避難誘導計画(案)を作成し、 地区、施設ごとの避難について決定、手配するとともに、必要に応じ県(福祉保健部)、 関係機関・団体に対し支援の要請を行います。

(ウ) 特別な運送手段に係る体制及び資機材の準備

町長(総務部[防災班]、民生部[民生班]、福祉部[福祉班])は、高齢者、障害者、乳幼児等避難誘導計画(案)に基づき、消防団の警戒体制、自主防災組織、自治会、西部消防局との連携など町内の体制及び担架などの資機材を準備します。

(5) 衛生

ア業務実施の基本的事項

町長(福祉部[福祉班])は、避難、救援等の際、的確かつ迅速に医療、助産等を提供し、 衛生を確保することができるよう、体制、資機材等を確認、準備します。

この際、感染症等の予防、対処準備に注意するとともに、町立病院について、避難、医療の提供などの準備を行います。

イ 衛生支援組織

県(福祉保健部)は、臨時医療施設の設置、医療用資機材、医薬品等の手配などを行うと ともに、救護班の派遣、医療機関などにおける受入準備等の要請準備を行います。

町長(福祉部[福祉班])は、町内の衛生支援組織の確認、支援、町立病院における救護班の編成、派遣準備などを行うとともに、集合施設に救急箱などを配布します。

ウ 治療業務

(ア) 状況確認・準備

県(福祉保健部)は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、医療等施設及び医療等 提供体制の状況確認及び必要な準備(医療関係者との連絡調整、資機材の整備、補充、救 護班編成準備など)を実施することとされています。

町長(福祉部[福祉班])は、町内の医療等施設及び医療等提供体制の状況を確認し、県 と連絡調整の上、要請等の準備を行います。

(イ) 武力攻撃災害等への対処準備及び対処

町長(福祉部[福祉班])は、武力攻撃災害が発生したときは、速やかに県(福祉保健部)、 西部消防局、米子警察署、臨時医療施設、医療機関と連絡調整を行い、以下のとおり対処 します。

なお、大規模、特殊な武力攻撃災害等の発生が疑われる場合は、直ちに県(福祉保健部) へ連絡し、支援を要請します。

- 1 被害状況を確認し、県(福祉保健部)、西部消防局、米子警察署等と情報を共有します。
- 2 県(福祉保健部)に対し、病院の患者受入の調整、臨時医療施設等の設置、救護班の 派遣など必要な対処を要請します。

工 搬送業務

(ア) 状況確認・準備

県(福祉保健部)は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制(トリアージを含む。)の状況確認及び必要な準備(資機材の整備・補充、医師派遣体制の確保など)を実施することとされています。

町長(総務部[防災班]、福祉部[福祉班])は、以下のとおり町内の搬送の準備を完了します。

- 1 県(防災局、福祉保健部)、西部消防局、米子警察署、臨時医療施設、医療機関、町 社会福祉協議会などとの連絡調整、搬送体制の状況確認
- 2 搬送準備の実施(町有車両、担架などの資機材の確認及び整備・補充、消防団、自主 防災組織など要員の確保、緊急消防援助隊の要請・受入体制の準備など)
- (イ) 武力攻撃災害発生時の対処

町長(総務部[防災班]、福祉部[福祉班])は、武力攻撃災害が発生したときは、速やかに以下のとおり対処します。

- 1 被害状況を確認し、県(防災局、福祉保健部)、西部消防局、米子警察署等と情報 を共有します。
- 2 県(防災局、福祉保健部)等に対し、以下のとおり要請します。
 - ① 救急車の集中運用による搬送と増援
 - ② 県・町有車両などによる搬送と警察車両による誘導
 - ③ 医療機関の受入体制の準備と受入医療機関の割り振り
 - ④ 特殊車両や航空機等による搬送
 - ⑤ 緊急消防援助隊の要請・受入
 - ⑥ 不足する人員、資機材等の支援要請
- ※ 県、西部消防局、米子警察署等との情報共有の際、大規模、特殊な武力攻撃災害の 発生が疑われる場合、トリアージの実施が必要と見込まれる場合は、直ちにその旨を 通報します。

才 防疫業務

県(福祉保健部)は、以下のとおり防疫業務を行うこととされています。

- 1 予防
 - (1) 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒、診療など
 - (2) 感染症の予防、発生時の対処等について関係機関・団体に徹底
- 2 感染症等が発生した場合の対処
 - (1) 直ちに病原体検索、消毒、隔離、診療などを実施
 - (2) 不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請

町長(総務部[広報班]、福祉部[福祉班]、土木部[上下水道班])は、県(福祉保健部)、 関係機関・団体と連絡調整の上、感染症の予防法及び発生時の対処等について関係機関・団 体に徹底し、住民へ周知するとともに、町内で感染症等が発生した場合には、直ちに県(福 祉保健部)へ連絡します。

また、浄水場等の水質検査、監視を強化します。

カ 健康管理業務

町長(福祉部[避難所班])は、県(福祉保健部、生活環境部)、関係機関・団体と連絡調整の上、避難・救援の際の町内の住民の健康管理体制について、状況確認及び必要な準備(整備、補充など)を実施します。

キ 町立病院業務

(ア) 状況確認

町長(福祉部[福祉班])は、町立病院の状況を確認し、県(福祉保健部)へ通知します。

- 1 医療用人員(医師、看護師等)医療用資機材、医薬品等の状況
- 2 受入可能者数等の状況
- 3 町立病院の施設、ライフライン、周辺の状況など

(イ) 町立病院の避難準備

町立病院は、状況に対応した町立病院避難計画(案)を作成し、避難の体制、人員、資機材などを準備(整備、補充など)するとともに、不足する人員等については、町長(福祉部[福祉班])を通じて県(福祉保健部)、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(ウ) 町立病院の医療、助産等提供準備

町立病院は、状況に応じ町立病院医療等提供計画(案)を作成し、医療、助産等の提供の体制、人員、資機材、医薬品等を準備(整備、補充など)し、不足する人員等については、町長(福祉部[福祉班])を通じて県(福祉保健部)、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(エ) 武力攻撃災害被災者等への対処

町立病院は武力攻撃災害等が発生したときは直ちに被災者の受入れ救護班の編成、派遣など必要な対処を実施します。

特に大規模特殊な武力攻撃災害等については速やかに町長(福祉部[福祉班])を通じて 県(福祉保健部)、西部消防局、米子警察署、その他関係機関・団体に支援を要請します。

ク 廃棄物・し尿の処理

(ア) 廃棄物・し尿処理体制の準備

町長(民生部[衛生担当])は、避難住民等の救援、武力攻撃災害の発生などの際速やかに廃棄物・し尿を処理し得る体制を準備、継続します。

- 1 県(生活環境部)、西部広域行政管理組合、廃棄物・し尿処理事業者、その他関係 機関・団体との連絡調整、協力要請
- 2 廃棄物・し尿収集車、仮設トイレなど不足が見込まれる施設、資機材、燃料等の整備、補充、手配、支援要請など
- (イ) 避難住民の救援、武力攻撃災害等発生時の廃棄物・し尿処理等 避難住民の救援、武力攻撃災害等発生の際は、直ちに以下のとおり対処します。
 - 1 廃棄物仮置き施設、仮設トイレ等の開設及び関係機関等への周知
 - 2 被災情報の収集及び関係機関等への提供
 - 3 廃棄物・し尿の収集
 - 4 西部広域行政管理組合に対する廃棄物・し尿の処理要請
- (ウ) 廃棄物処理の特例(法 124)

避難準備中に大規模な武力攻撃災害等が発生し、廃棄物処理について環境大臣により特例地域に指定されたときは、廃棄物処理法による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせるとともに、必要に応じ廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

町長(福祉部[避難所班])は、避難の際速やかに必要な集合施設、避難所、臨時医療施設などが提供できるよう準備を完了します。

このため、県(福祉保健部、県土整備部)、関係機関・団体との連絡調整を強化し次の準備を行います。

- 1 集合施設、避難所、臨時医療施設の候補施設等の状況確認
- 2 集合施設の開設及び避難所、臨時医療施設の開設準備
- 3 必要な土地の使用の同意
- 4 町有施設の転用準備
- 5 町役場仮庁舎、現地対策本部、現地調整所などの設置準備
- イ 必要量、供給可能量の見積もりなど
 - (7) 集合施設、避難所、臨時医療施設
 - a 必要量

町長(総務部[防災班])は、的確かつ迅速に避難、救援が行われるように、武力攻撃 (予測)事態の状況、予想される避難者数の情報を早期に入手し、集合施設等の必要量 を地域別に見積もります。

b 供給可能量

町長(総務部「防災班」)は、集合施設等の供給可能量について、あらかじめ指定され

た避難施設、応急仮設住宅、町営住宅等の状況及び関係機関・団体の供給可能量等をもとに地域別に見積もります。

(4) 公共施設

町長(総務部[総務班])は、必要に応じ町役場仮庁舎、現地本部、現地調整所などが設置できるよう、必要回線数などの見積もり、候補施設(地区公民館など)の確認、候補施設管理者との連絡調整等を行います。

ウ建設

(ア) 集合施設など

a 集合施設

町長(総務部[防災班])は、あらかじめ指定している集合施設の管理者に集合施設の 開設、住民の受入準備(備品、台帳類の整備など)を指示・依頼するとともに、消防団、 自治会などに住民の受入準備について協力を依頼します。

また、町長(総務部[防災班]、福祉部[避難所班])は必要に応じて集合施設に職員を派遣し、受入準備を実施します。

b 避難所、臨時医療施設

県(防災局ほか各部局)は、あらかじめ指定している避難施設について避難所としての開設を準備するとともに、所管する施設の状況を確認し、可能なものについては避難所への転用を準備することとされています。

町長(総務部[防災班]、民生部[民生班]、福祉部[避難所班])は、県(防災局、福祉保健部、県土整備部)などと連絡調整の上、以下のとおり町内の避難所等の開設準備を支援、完了します。

- 1 あらかじめ指定された避難施設等 町内の避難施設等の状況を確認し、開設を支援します。
- 2 応急仮設住宅等

建設予定地の使用可能状況を確認します。

(応急仮設住宅に伴うライフライン、道路などの使用可能状況を含みます)

3 町営住宅等

町営住宅等の空き状況を確認し、一般の募集などを停止します。

4 町所管施設

町所管の施設のうち、可能なものについては一般の使用等を停止し、避難所などへの転用を準備します。

(イ) 公共施設

町長(総務部[総務班])は、必要に応じ速やかに現地対策本部、現地調整所などを設置できるよう、候補施設(地区公民館等)の確認、発注の準備等を行います。

工 土地利用

(ア) 集合施設など

町(民生部[民生班]ほか各担当部)は、以下のとおり町内の応急仮設住宅の建設用地などの利用準備を行います。

この際、建設用地の必要量、供給可能量の見積り、必要な協力及び今後の体制、協力準備などについて、県その他関係機関・団体と連絡調整を行います。

土地利用の準備		町の業務
1	建設候補地の状況確認	町内の建設候補地を確認します。
2	建設用地の事前確保、使用許可	土地使用の準備を行うとともに、必要に応じ県 (県土整備部) に対し土地使用の手続きを要請します。
3	公有地等の転用	町有地の一般売却等は停止します。

4 建設用地における応急仮設住宅等 の建設準備	
5 賃貸借等の契約準備	
6 関係機関・団体等への連絡、協力準 備要請、支援要請	

(4) 公共施設

町長(土木部[建設班])は、町役場仮庁舎、現地対策本部、現地調整所などの候補施設のうち用地の確保が必要なものについて、施設管理者、用地所有者などに連絡し、協力を要請するとともに、賃貸借等の契約準備を行います。

(7) 人に関すること

- ア 職員の配置変更、派遣要請など
 - (ア) 職員の配置変更

町長(総務部[総務班])は、以下のとおり職員の配置変更を行います。

- a 通常業務体制から国民保護体制への移行に伴う所要の職員配置変更を実施します。
- b 避難の指示がなされた場合及び救援の実施を法定受託した場合、又は、各課等から要請があった場合、速やかに必要な配置変更が実施できるようあらかじめ見積もり、計画など準備を行うとともに、各課から要請があった場合、速やかに調整、対処します。
- ※ 課内の職員の配置変更については課長が、各機関内の配置変更については各機関の長がそれぞれ調整、対処します。
- (4) 職員の派遣要請、斡旋要請の準備

町長(総務部[総務班])は、必要な場合速やかに職員の派遣を要請できるよう、あらか じめ派遣要請、斡旋要請を行う職員の職種、人数などを見積もり、県(総務部)との連絡 調整、派遣要請、斡旋要請の準備などを行います。

- ※ 指定(地方)行政機関、特定指定公共機関に対する職員派遣要請は、知事を経由して 行います。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請します。
- (ウ) 職員の派遣の準備

町長(総務部[総務班])は、他市町村等から職員派遣の要請を受けた場合、速やかに職員を派遣できるようあらかじめ見積もり、発令及び発令に伴う支援の準備など、職員の派遣準備を行います。

- イ 被災者の捜索、救出
 - (ア) 被災者の捜索、救出体制の準備

町長(民生部[民生担当])は、米子警察署、西部消防局、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は速やかに被災者の捜索、救出を行い得る体制を確保、継続します。

(イ) 武力攻撃災害発生時の被災者の捜索、救出

武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに米子警察署、西部消防局などと連絡調整を行い、情報の収集・提供、被災者の捜索、救出の要請などを実施します。

- ウ 埋葬、火葬、遺体の処理
 - (ア) 埋葬、火葬等体制の準備

町長(民生部[衛生班])は、武力攻撃災害発生の際速やかに火葬、埋葬を行い得る体制 を準備、継続します。

- a 県(生活環境部)、西部広域行政管理組合、葬祭事業者、その他関係機関・団体との 連絡調整
- b 遺体安置施設の開設準備(公用施設の転用、施設管理者との連絡調整など)
- c 不足が見込まれる施設、資機材(柩、ドライアイス等)、燃料等の補充、支援要請、 手配など
- d 火葬、埋葬許可等の準備

- (イ) 武力攻撃災害発生時の埋葬、火葬等
 - 武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに以下のとおり対処します。
 - a 遺体安置施設の開設及び米子警察署、西部消防局など関係機関等への周知
 - b 被災情報の収集及び関係機関等への提供
 - c 火葬、埋葬の許可 厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。
 - d 西部広域行政管理組合に対する火葬要請 厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。
 - e 墓地等管理者に対する埋葬要請 厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

町長(総務部[防災班])は、武力攻撃災害の発生、拡大を防止するため、以下のとおり準備します。

- (ア) 県(防災局)、西部消防局、米子警察署、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係 機関・団体等との連絡
- (イ) 消防団の警戒体制など武力攻撃災害発生時の即応体制の準備
- (ウ) 武力攻撃災害発生時の情報収集、情報提供体制の準備
- (エ) 武力攻撃災害対処に要する装備、資機材等の準備
- イ 生活関連等施設の安全確保(法102)
 - (ア) 町内の生活関連等施設の安全確保

知事、県公安委員会などは、以下のとおり生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講ずることとされています。

を再りることとされ			
措置	措置者	場合	内容
安全確保のため 必要な措置の要 請	知事	・特に必要である と 認 め る と き (※)	・県公安委員会、海上保安部長等の 意見を聴いて生活関連等施設の管 理者に対し、安全確保のための警 備の強化、施設の改善等を要請
		・必要な場合(※)	・県公安委員会、海上保安部長等に 対し、立入制限区域の指定を要請
	生活関連等 施設の管理 者	・必要な場合	・警察、消防、海上保安庁等に対し、 周辺の警備強化や火災予防のため の巡回等の支援を求める
立入制限区域の 設定	県公安委員 会、境海上 保安部長、 鳥取海上保 安署長	・知事から要請があったとき・事態に照らして特に必要があると認めるとき	 ・生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該施設の安全確保のため必要な区域を立入制限区域として指定 ・速やかにその旨を当該施設の管理者に通知 ・立入制限区域の範囲、立入を制限

	警察官、海 上保安官	・立入制限区域が 指定されたと き	・許可を得た者以外の者に対し、立 入制限区域への立入を制限若しく は禁止し、又は立入制限区域から の退去を命ずる
国対策本部長に 対する総合調整 の要請	県対策本部 長	・大規模、特殊な 武力攻撃災害 が発生したと き	・消防庁を通じ、国対策本部長に対 して、必要な措置に係る総合調整 を要請する(隣接他県の区域にお ける立入制限区域の指定等)

(※) ダム、危険物質等取扱所等は速やかに要請、発電所、駅、空港等は危険が切迫している場合速やかに要請

町長は、知事等への情報提供、情報共有、知事等の行う安全確保措置への協力及び必要な措置の要請等により町内の生活関連等施設の安全確保に努めます。

- (イ) 町が管理する生活関連等施設の安全確保
 - a 職員の派遣など

町長(各担当部)は、町管理の生活関連等施設について、職員・消防団員の派遣、施 錠の強化、警備施設の設置などの安全確保を実施します。

b 巡回などの要請

町長(総務部[防災班])は、町管理の生活関連等施設について、必要な場合は米子警察署、西部消防局、警備業者等に対し、周辺の警備強化や巡回等を要請します。

ウ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止の措置(法 103)

県(防災局ほか各部局)は、①武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害 の発生を防止するため必要があると認める場合、②危険物質等に係る武力攻撃災害が発生し た場合において、これを防除し、及び軽減する場合において、以下の措置を行うこととされ ています。

- 1 危険物質等取扱所の警備の強化 危険物質等の取扱者に対して危険物質等取扱所の警備の強化を求めます。
- 2 危険物質等の取扱者に対する措置命令 緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、別表に掲げる措置を 講ずべきことを命じます。

町は、町内の危険物質等について把握し、県などと連携して防止措置に当たるとともに、 必要に応じて県などに対し措置、調整等を行うよう要請します。

【別表:危険物質等の武力攻撃災害防止措置】

	措置			
危険物質等の種 類	取扱所の 一時停止 又は制限	製造、運搬 等の一時禁 止又は制限	廃棄物又は 所在場所の 変更	要請権者
危険物 (消防法)	O 12③	•	•	知事
毒物、劇物 (毒劇法)	•	•	•	(製造業者、輸入業者) 厚労相 (販売業者、特定毒物研究者、 業務上取扱者)

				厚労相、知事
火薬類 (火取法)	O 45	O 45	O 45	(販売、貯蔵(火薬庫設置)、 廃棄) 知事 (譲渡、譲受、消費) 消防局長 (運搬) 公安委員会
高圧ガス (高圧法)	○ 39	○ 39	○ 39	消防局長
核燃料物質等 (原子力基本法)	○ 法106	○ 法106	○ 法106	対象により、文科相、経産相、 国交相
核原料物質 (原子力基本法)	•	•	•	対象により、文科相、経産相
放射性同位元素	○ 33	○ 33	O 33	文科相
毒薬、劇薬 (薬事法)	•	•	•	(製造業者、輸入業者) 厚労相 (薬局が所持するもの) 厚労相、知事 (専ら動物目的のもの) 農水相
高圧ガス (電気事業法)	•	•	•	経産相
生物剤、毒素 (細菌兵器禁止 法)	•	•	•	主務相
毒性物質 (化学兵器禁止 法)	•	•		経産相

^{●=}令29による措置、○=個別規制法により措置可能なもの

(ア) 危険物保管施設の応急措置

県(防災局)は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、 当該施設の実態に応じて以下に掲げる措置を講ずるよう指導することとされています。

- 1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流 出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 3 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

町長(総務部[防災班])は、町内の危険物保管施設の状況を確認し、連絡調整を行うとともに、必要に応じ県に指導を行うよう要請します。

- (イ) 高圧ガス保管施設の応急措置
- a 町の対応措置

町長(総務部[防災班])は、町内の高圧ガス保管施設の状況を確認し、応急措置について以下のとおり対応措置を実施します。

- 1 住民に対する退避の指示
- 2 避難住民の誘導
- 3 避難所の開設
- 4 避難住民の保護
- 5 情報提供
- 6 関係機関との連絡
- b 県、関係機関の対応措置

関係機関は 以下のとおり対応措置を実施することとされています。

不、 因	<u>ょ、以下のとわり刈心指直を夫肔することとされています。</u>
機関名	対応措置
高圧ガス事業 所	1 施設警備の強化などにより、ガス漏れ等の予防に努めます。2 ガス漏れなどが発生した場合、直ちに災害の拡大防止、被害の軽減及び関係機関への速やかな情報提供に努めます。
県 (防災局)	1 高圧ガス武力攻撃災害時応援連絡体制 武力攻撃災害時には、個々の事業所単独では対応が困難になる状況が考えられるため、武力攻撃災害被害を受けていない地区の関係機関・団体に対し、応援を要請します。 2 高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制 武力攻撃災害時に高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、県境を越えるなど広範囲に被害が拡大する恐れがあるため、隣接県との間で情報連絡を実施します。
米子警察署	 1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行います。 2 町若しくは県による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要求があったときは、退避の指示を行います。 3 避難区域内への車両の交通規制を行います。 4 避難路の確保及び避難住民の誘導を行います。

西部消防局	1 ガスの拡散が急速で、町若しくは県による退避の指示を待ついと まがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、退 避の指示を行います。2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行うよう努めま す。3 関係機関との間に必要な情報連絡を行うよう努めます。
	4 武力攻撃災害等に対する応急対策を実施するよう努めます。
中国経済産業局	1 正確な情報把握のため、県及び関係機関と密接な情報連絡を行います。2 武力攻撃災害等の発生に伴い、県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大を防止します。

町長(総務部[防災班])は、対応措置について密接な連絡調整を行うとともに、必要に応じ対応措置の実施について要請を行います。

- (ウ) 毒物・劇物取扱施設の応急措置
 - a 町 (教育部) の応急措置

町(教育部)は、町立学校の毒物・劇物の応急措置について、次の対策を策定しておき、これに基づき行動するよう指導します。

- ・発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
- ・ 出火防止及び初期消火活動
- ・危険物等の漏えい、流出等による危険防止
- ・実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災 等の防止
- ・児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
- ・被害状況の把握、情報収集及び伝達等
- ・避難場所及び避難方法

b 県、関係機関の応急措置

県、関係機関は、以下のとおり応急措置を実施することとされています。

機関名	対応措置
県 (生活環境 部)	 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、 浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措 置を講ずるよう指示します。 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒 作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示します。 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集 、伝達を行います。
県(総務部・ 教育委員会)	市町村の教育委員会に同じ
消防局	1 有毒物質等の拡散が急速で、市町村若しくは県による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは退避の指示を行います。2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。3 関係機関との間に必要な情報連絡を行います。4 武力攻撃災害等に対する応急対策を実施します。

町(総務部[防災班]、教育部)は、応急措置について密接な連絡調整を行うととも に、必要に応じ対応措置について要請します。

エ 危険動物の逸走時対策

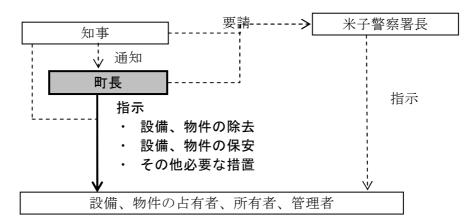
危険動物の逸走時対策については、県、警察、消防が以下のとおり対応措置を実施することとされています。

機関名	対 応 措 置
県(生活環境部)	1 情報の収集並びに国及び市町村等との連絡調整等 2 情報の収集、特定動物等の捕獲等の措置及び関連部局との連 絡調整
県 (生活環境部・農 林水産部)	1 動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指導2 逸走特定動物等の捕獲等必要な措置
警察署	1 情報の受理及び伝達並びに必要な措置(警職法)
消防局	1 情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送

町長(総務部[防災班])は、町内で危険動物の逸走が発生した場合は、直ちにこれらの機関に通報し、対応措置を要請するとともに、必要に応じ周辺地区住民への周知、猟友会との連絡調整など必要な措置を行います。

オ 事前措置(法111)

町(総務部[防災班]ほか各担当部)は、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備、物件の除去、保安その他必要な措置(補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等)を占有者、所有者又は管理者に対し指示します。

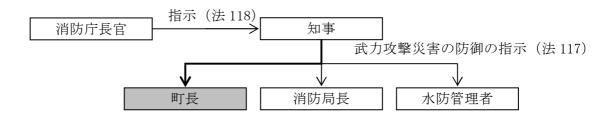


カ 知事の防御の指示(法 117①)

知事(防災局)は、県内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することとされています。

町長(総務部[防災班])は、防御の指示を受けたときは、速やかに指示に基づき、以下の とおり応援等を行います。

- 1 武力攻撃災害の発生前において災害を応急的に防止する
- 2 武力攻撃災害発生時においてこれを鎮圧する



キ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに別紙第3「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「エ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報の伝達

避難の準備中に、知事(防災局)から緊急通報の通知を受けた場合、町長(総務部[防災班])は、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5)武力攻撃災害による被害の最小化(予防、対処)の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ)緊急通報の発令」に準じて緊急通報を伝達します。

(ウ) 応急措置

a 退避の指示

町(総務部[防災班]ほか各担当部)は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で(発生するおそれがある場合を含みます)、住民を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5)武力攻撃災害による被害の最小化(予防、対処)の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(1)退避の指示」に準じて退避を指示します。

b 応急公用負担

町(総務部[防災班]ほか各担当部)は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で(発生するおそれがある場合を含みます)、武力攻撃災害対処措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5)武

力攻撃災害による被害の最小化(予防、対処)の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の 「(カ) 応急公用負担」に準じて応急公用負担を実施します。

c 警戒区域の設定

町(総務部[防災班]ほか各担当部)は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で(発生するおそれがある場合を含みます)、住民に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5)武力攻撃災害による被害の最小化(予防、対処)の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(オ)警戒区域の設定」に準じて警戒区域を設定します。

(エ) 緊急消防援助隊、消防応援隊の要請、受入

県(防災局)は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入を実施することとされています。

町長(総務部[防災班])は、県(防災局)に対し町内の状況を連絡し、必要と認めると きは速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の派遣を求めるとともに、緊急消防援助隊、 県内消防応援隊の町内への受入れ、町内での活動支援などを行います。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

武力攻撃(予測)事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、 町は、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(6)国民生活の安定に関する措置等の概要」 により、生活関連物資の価格監視等を実施し、必要と認めるときは、県(生活環境部)に対 し価格安定措置を実施するよう要請します。

イ ライフライン等の確保

- (ア) 町長(土木部[上下水道班])は、町が管理する上下水道について警戒、情報収集を強化し、応急復旧など確実に確保します。
- (イ) 町長 (土木部[建設班]) は、県、中国電力米子営業所、NTT西日本鳥取支店、県LP ガス協会西部支部などライフライン事業者等との連携を強化し、町内のライフラインの確 保に潰漏がないようにします。
- (ウ) この際、住民の避難に必要となるライフラインを最優先で確保します。

ウ防犯等

武力攻撃(予測)事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、 町長(総務部[防災班])は、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(6)国民生活の安定 に関する措置等の概要」により、米子警察署等に対しパトロール等、警戒の強化を要請しま す。

エ 住民への周知

町長(総務部[広報班])は、国、県等が実施する国民生活安定措置について住民に広報を 行い、不要不急の買占めの防止、防犯など適切な対応を呼びかけます。

(10)広報、広聴活動

- ア 広報の強化
 - (ア) 町広報の実施

武力攻撃(予測)事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、町長(総務部[広報班])は、住民に対する正確かつ迅速な広報を実施します。

ら、町長(総	務部[広報班]) は、住民に対する正確かつ迅速な広報を実施します。
区分	内
広報項目	1 武力攻撃(予測)事態の概要 (1)武力攻撃(予測)事態の状況、今後の予測 (2)国、県、町などの対応状況 2 注意事項 (1)冷静な対応の呼びかけ (2)テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること (3)「要請されたときの必要な協力と自発的な意思による協力」の求め (4)住民からの有事に係る重要な情報(武力攻撃災害の兆候等)について、町に連絡するよう求める
	3 避難準備の指示 (1) 避難に備えて、最寄りの集合施設等を確認すること (2) 避難に備えて、貴重品など持ち出し品を用意すること(手荷物の制限を含む) (3) 避難に備えて、家族で連絡先、連絡方法などを決めておくこと
	4 避難、救援の概要 住民が安心して避難できるよう、以下の項目について適時適切に広報します。 (1)避難中、避難先での食品、飲料水、生活必需品などは町、県などで用意すること
	 (2) 避難の状況、計画 (3) 避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等 5 その他 (1) 交通の規制 (2) 犯罪の予防 (3) 旅行の自粛 (4) 児童生徒等の登下校等に対する安全確保 (5) 交通機関の運行状況の把握 (6) 火元・危険物の管理や他の安全対策 (7) ボランティア等の流入防止
	 武力攻撃災害等発生時の緊急広報 (1) 緊急通報の内容 (2) 退避の指示の内容 (3) 注意事項 (4) 情報に注意するよう呼びかけ
広報手段	1 消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、集落放送、広報車、CATV、インターネット、臨時町報、回覧などにより広報を行います。 2 観光施設等において、場内放送、掲示等により観光客等への広報を行います。 ます。

注意事項	1 広報項目については、県対策本部(広報センター)などと十分連絡調整
	を行います。
	2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安感を招くことがないよう、充分
	に注意します。
	3 混乱発生の恐れが予測される場合は、県、町及び放送機関において随時
	必要な対応及び住民への広報 通報を行います

(イ) 広報への協力要請

県対策本部は、広報センターを設置し、以下のとおり広報を一元化、強化することとされており、また、関係機関は以下のとおり広報を行うこととされています。

機関	内容
県(企画部)	県広報の実施及び広報への協力要請 1 県政TV、県政ラジオ、インターネット等による住民への広報 2 放送事業者である指定地方公共機関への広報協力要請 3 運送事業者である指定(地方)公共機関への広報協力要請 4 その他指定地方行政機関、指定(地方)公共機関、公共的団体等への広報協力要請
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者への広報
県立観光施設等	市町村立観光施設等に同じ

町長(総務部[広報班])は、広報の内容、実施について関係機関と密接に連携するとと もに、広く住民に対する広報が必要な項目については、関係機関に対し広報への協力を要 請します。

(ウ) 障害者、外国人などへの広報

町は、障害者、外国人など特に広報が必要な住民に対して、以下のとおり広報を実施し、 又は広報への協力を要請します。

a 障害者

町長(福祉部[福祉班])は、視覚、聴覚などに障害を有する者への広報について、県 (福祉保健部)、障害者団体等と広報内容などを連絡調整の上、自主防災組織、消防団、 自治会、障害者施設(団体)などの協力を得て実施します。

b 外国人

町長(総務部[総務班])は、外国人への広報について、県(文化観光局)、国際交流 団体等と広報内容などを連絡調整の上、自主防災組織、消防団、自治会などの協力を得 て実施します。

イ 広聴

町長(総務部[広報班])は、武力攻撃(予測)事態の認定後速やかに、町役場などに相談窓口を設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口に情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応します。

5 その他

(1) 応急教育計画

ア 町立学校の避難の準備

町(教育部)は、町立学校の状況確認、県(教育委員会)との連絡調整などを行うとともに、町立学校の避難に備え以下のとおり町立学校に指示します。

- 1 学校行事、会議、出張等の中止
- 2 学校、児童生徒等の状況確認と町(教育委員会)への報告
- 3 児童生徒等への事前連絡と指導
- 4 武力攻撃発生時の対処の確認、周知
- 5 県(教育委員会)、米子警察署、西部消防局及び保護者等への連絡網の確認
- 6 教職員の連絡体制の確認と教職員への周知

イ 町立学校の応急教育の準備

町(教育部)は、児童生徒等の救援・受入れに備え、各町立学校の人員、施設などの状況 を確認するとともに、応急教育の準備を指示します。

(2) 応急保育

町長(民生部[民生班])は、「(1) 応急教育」に準じて、保育所の避難の準備及び応急保育 の準備を実施します。

(3) 文化財の保護

町(教育部)は、町指定文化財等の状況を確認し、所有者等と連絡調整の上、可能であれば 所在場所の変更などの保護措置を講じます。

また、県(教育委員会)等が実施する国指定文化財及び県指定文化財の保護について、連絡 調整及び支援を行います

(4) 特殊標章等の交付等

ア 特殊標章等

町(総務部[防災班]ほか各部)は、次の者に特殊標章及び身分証明書を交付するとともに、 町役場、町有車両等の国民保護措置のために使用される場所・施設等に特殊標章を表示しま す。

特殊標章、身分証明書等の交付については、台帳により管理します。

- 1 町職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- 2 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 赤十字標章等

町長(福祉部[福祉班])は、町立病院等で医療に従事する要員や町内の医療のために使用 される場所等の赤十字標章等の使用について、県(福祉保健部)に申請します。

(5) ボランティア等の流入防止

町長(福祉部[ボランティア班]、総務部[広報班])は、町が対策本部を設置すべき地方公共 団体として指定され、武力攻撃災害などの危険が生ずる可能性があることを広報し、ボランティア等の流入防止を呼びかけます。